

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年3月6日
【会社名】	シャープ株式会社
【英訳名】	Sharp Corporation
【代表者の役職氏名】	取締役社長 奥田 隆 司
【本店の所在の場所】	大阪市阿倍野区长池町22番22号
【電話番号】	(06)6621 1221(代表)
【事務連絡者氏名】	経理本部証券財務部長 浅田 秀 樹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目2番3号 シャープ株式会社東京支社
【電話番号】	(03)5446 8221(代表)
【事務連絡者氏名】	経理本部IR室副参事 佐藤 裕 史
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 10,383,160,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	シャープ株式会社東京支社 (東京都港区芝浦一丁目2番3号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	35,804,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 1,000株

(注) 1 平成25年3月6日(水)開催の当社取締役会決議によります。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	35,804,000株	10,383,160,000	5,191,580,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	35,804,000株	10,383,160,000	5,191,580,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、5,191,580,000円であります。

## (2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
290	145	1,000株	平成25年3月28日(木)	-	平成25年3月28日(木)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
- 3 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格（会社法上の払込金額）の総額を払込むものとし、
- 4 払込期日までに、本普通株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本有価証券届出書に係る第三者割当（以下「本第三者割当増資」といいます。）は行われませんこととなります。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
シャープ株式会社	大阪市阿倍野区長池町22番22号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほコーポレート銀行 大阪営業部	大阪府中央区今橋四丁目2番1号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
10,383,160,000	249,000,000	10,134,160,000

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 2 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用（約37百万円）、弁護士及び財務アドバイザー費用（約176百万円）、取引所上場関係費用（約16百万円）、その他（約20百万円）です。

## (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額10,134,160,000円の具体的な使途については、次のとおり予定しております。なお、以下の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等で保管する予定です。

具体的な用途	金額	支出予定時期
液晶ディスプレイの高精細化のための新規技術導入	6,900百万円	平成25年4月～ 平成27年3月
タブレット端末や高精細ノートパソコンといったモバイル機器関連の液晶製造設備の合理化等に係る投資等	3,234百万円	平成25年4月～ 平成27年3月

当社は、新たな事業構造改革の一環として、特に液晶事業の収益力改善・安定化に向けた改革を推進しており、その具体的な施策として、当該分野における技術やプロダクトの競争力強化並びに製造・生産等の事業効率の向上を企図した継続的な設備投資等を今後予定しております。

その一環として、モバイル機器向け液晶製造プロセスの内製化を目的とする製造設備の合理化、及び液晶ディスプレイの画素密度の高精細化のための新規技術導入に係わる投資等を計画しており、当該計画の実行に際して必要な資金を調達するため、平成24年3月27日に提出した有価証券届出書に係る鴻海精密工業股? 有限公司等を割り当て予定先とする第三者割当増資（以下「平成24年3月27日決議第三者割当増資」といいます。）及び本第三者割当増資を決議しております。従って、本第三者割当増資は、上記のとおり平成24年3月27日決議第三者割当増資と実質的に同じ資金用途に基づいて行われるものですが、液晶分野に関連する継続的な設備投資等に鑑み支出予定時期が異なる資金の調達を企図するものです。

加えて、次世代MEMSディスプレイパネル技術・実用化技術の確立のための開発投資等を計画しており、当該計画の実行に際して必要な資金を調達するため、平成24年12月4日に提出した有価証券届出書に係るQualcomm Incorporatedを割当先とする第1次及び第2次の第三者割当増資（以下それぞれ「平成24年12月4日決議第1次第三者割当増資」、「平成24年12月4日決議第2次第三者割当増資」といいます。）を決議しており、これらは平成24年3月27日決議第三者割当増資及び本第三者割当増資とは異なる資金用途に基づいて行われるものです。

以上のとおり、本第三者割当増資は当社の資本政策に資するものですが、払込みが完了していない平成24年3月27日決議第三者割当増資または平成24年12月4日決議第2次第三者割当増資に代わる資本政策として位置づけるものではありません。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、平成24年12月31日現在におけるものであります。

a. 割当予定先の概要	名称	サムスン電子ジャパン株式会社	
	本店の所在地	東京都千代田区九段北四丁目2番1号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 方常源	
	資本金	1億円	
	事業内容	通信基盤設備事業、携帯端末輸入販売事業等	
	主たる出資者及び出資比率	SAMSUNG ELECTRONICS ASIA HOLDING PTE.LTD. 100%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術又は取引関係	該当事項はありません。	

#### c. 割当予定先の選定理由

当社を取り巻く事業環境は、円高基調の恒常化やデジタル商品の急速なコモディティ化と市場価格の下落等に加え、リーマンショック後の先進国経済の停滞や、エコポイント終了後の国内液晶テレビ市場の急速な縮小、価格下落等による売上の減少といった厳しい状況が続き、当社は、平成24年3月期連結決算において、3,760億円の当期純損失を計上するに至りました。こうした状況に対し、収益改善に向けて液晶事業・太陽電池事業の事業構造改革や、重点部門への人員シフトといった経営対策を推進し、平成25年3月期第2四半期連結会計期間の売上高は、ほぼ計画に沿った内容を達成することができました。他方、当社は、今後の中長期的な収益向上を目的に、新たな事業構造改革の一環として固定資産やたな卸資産の評価損を計上するとともに、これらの処理に伴い繰延税金資産610億円を取り崩し、総額1,754億円の資産圧縮を図りました。これにより、前連結会計年度に引き続き多額の営業損失・四半期純損失を計上し、重要な営業キャッシュ・フローのマイナスが生じました。

現在、今後の事業収益を高めるため、生活創造企業を目指した新たな事業構造改革はもとより、人件費の削減を含む総経費の圧縮、在庫の適正化や資産の売却、設備投資の抑制等により、キャッシュ・フローの創出を実現する経営諸施策の推進に加え、金融機関の支援体制を得て必要な資金枠を確保するとともに、これらの進捗を管理するモニタリング体制を整備し着実に実行しており、平成25年3月期第3四半期連結会計期間において、営業利益は5四半期ぶりに黒字転換いたしました。

なお、平成24年11月1日公表の平成25年3月期第2四半期決算及び平成25年2月1日公表の平成25年3月期第3四半期決算において継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しておりますが、上記のとおり対応策を実施することにより、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められません。

平成24年12月末現在の自己資本比率は、9.6%まで低下するに至っており、引き続き早急な財務体質の改善が必要な中、当社は、当社にとって営業利益の安定化にも重要となる液晶事業の顧客として、従前より液晶パネルの供給等で取引関係のあったSAMSUNG ELECTRONICS CO., LTD. (以下「サムスン電子」といいます。)との間で、昨年末に、当社液晶パネルを長期的かつ安定的に供給することとなりました。そして、サムスン電子との間で、さらに、両社の協業関係のあり方について検討したところ、両社の関係を確固たるものとするためにサムスン電子からの出資を受け入れることが両社の企業価値向上に寄与するとの考えで一致いたしました。割当先については、グループとして資金運用の効率化を図るサムスン電子の意向も踏まえ、両社で協議した結果、サムスン電子の日本法人であるサムスン電子ジャパン株式会社(以下「サムスン電子ジャパン」といいます。)といたしました。

本第三者割当増資は、サムスン電子ジャパンを割当先として、出資後の議決権ベースで3.08%の新株式を発行するものですが、本第三者割当増資の目的は、液晶事業分野で当社とサムスン電子の企業価値向上に寄与する補完関係を強化するため、サムスン電子との協業の確実な推進に向けた信頼関係を構築し、当社液晶パネルを安定的かつ確実に供給していくとともに、当社の自己資本を増強させることにあります。

従って、今回の協業関係強化及び本第三者割当増資は、財務体質改善に向け、当社の資本政策上も有意義なものであると判断しております。また、今後の資本政策については、当社の財務状況に鑑みて、今後の資本の充実に向けたしかるべき検討を行い、企業価値の向上に努めてまいります。

なお、当社は上記のような新たな事業構造改革の一環として、特に液晶事業の収益力改善・安定化に向けた改革を継続的に推進しており、その具体的な施策として、鴻海精密工業股? 有限公司等との包括的な協業を通じた収益の改善・安定化を企図した平成24年3月27日決議第三者割当増資、Qualcomm Incorporatedの完全子会社との共同開発による次世代ディスプレイ技術といわれるMEMSディスプレイの実用化に向けた平成24年12月4日決議第1次第三者割当増資及び平成24年12月4日決議第2次第三者割当増資、並びにサムスン電子への液晶パネルの安定的かつ確実な供給を通じた収益の改善・安定化を企図した本第三者割当増資に取り組んでおります。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 35,804,000株

## e. 株式等の保有方針

当社は、割当予定先から、当社への投資の目的は、液晶事業分野で当社とサムスン電子の企業価値向上に寄与する補完関係を強化するため、当社との協業の確実な推進に向けた信頼関係を構築することであり、当該目的のためにサムスン電子の一員として当社株式を保有するとの説明を受けております。なお、当社は、割当予定先より、本第三者割当増資の割当日から2年以内に当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に報告すること、並びに当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

## f. 払込みに要する資金等の状況

当社としては、本割当予定先であるサムスン電子ジャパンから書面により提出された同社の平成24年12月末日時点の貸借対照表（監査済み）及び同社の親会社であるサムスン電子に対する当該貸借対照表の内容に係るヒアリングを通じて、サムスン電子ジャパンが保有する資産の流動性も踏まえ、当社が十分な資金力を有していることが確認できることから、本第三者割当増資の払込みについて問題はないと判断しております。

## g. 割当予定先の実態

本割当予定先であるサムスン電子ジャパンの親会社であるサムスン電子（サムスン電子ジャパンの完全親会社であるSAMSUNG ELECTRONICS ASIA HOLDING PTE. LTD.の完全親会社）は、韓国取引所、ロンドン証券取引所及びルクセンブルク証券取引所に上場しております。なお、当社は、本割当予定先並びに当該割当予定先の役員及び主要株主が暴力団等とは一切関係がないことを、本割当予定先の表明及び同社の親会社であるサムスン電子との面談等を通じて確認しております。これにより、当社は、本割当予定先並びに本割当予定先の役員及び主要株主が暴力団等とは一切関係がないと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所、株式会社大阪証券取引所に提出しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

## (1) 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

払込金額につきましては、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日である平成25年3月5日の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値である299円を参考とした上で、290円といたしました。

かかる払込金額は、直近の株式市場の動向等を踏まえ、当社の企業価値が反映されていると判断される本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日の終値を参考として、割当先と協議の上、直近の当社株価推移や本第三者割当増資により生じる希薄化等を勘案し、上記参考株価から3%程度のディスカウントとなる金額として決定したものです。

なお、かかる払込金額290円は、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前営業日である平成25年3月5日の当社株式の終値299円に対しては3.01%のディスカウント、直前営業日から1か月遡った期間の終値の単純平均値316円に対しては8.23%のディスカウント、直前営業日から3か月遡った期間の終値の単純平均値304円に対しては4.61%のディスカウント、直前営業日から6か月遡った期間の終値の単純平均値237円に対しては22.36%のプレミアムを行った金額となります。また、本払込金額は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しております。

当社といたしましては、本払込金額は合理的で有利発行に当たらないと判断しており、本第三者割当増資に係る取締役会に出席した当社の監査役4名（うち社外監査役3名）全員が、上記指針に準拠するものであり、特に有利な払込金額には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資により、本割当予定先であるサムスン電子ジャパンに対して割り当てる当社普通株式の数量35,804,000株は、平成25年3月5日現在の当社普通株式の発行済株式総数1,140,819,887株に対して3.14%（議決権総数1,125,422個（注1）に対する割合3.18%）となっております。

なお、サムスン電子ジャパンに対して割り当てる当社普通株式の数量35,804,000株に、平成24年3月27日決議第三者割当増資により鴻海精密工業股? 有限公司等に割り当てる予定の当社普通株式の数量121,649,000株並びに平成24年12月4日決議第1次第三者割当増資によりQualcomm Incorporatedに割り当てた当社普通株式の数量30,120,000株及び平成24年12月4日決議第2次第三者割当増資によりQualcomm Incorporatedに割り当てる予定の当社普通株式の数量17,577,000株（注2）を加えた総数205,150,000株は、平成25年3月5日現在の当社普通株式の発行済株式総数1,140,819,887株から平成24年12月4日決議第1次第三者割当増資により発行した当社普通株式の数量30,120,000株を除いた1,110,699,887株に対して18.47%（議決権総数1,095,302個に対する割合18.73%）となっております。

（注1）発行済株式総数1,140,819,887株から、平成24年9月30日時点の株主名簿に基づく単元未満株式4,939,887株、自己保有株式（単元未満株式を除く）10,383,000株及び相互保有株式75,000株を控除して算出

（注2）Qualcomm Incorporatedによる払込金額の予定総額である60百万USドルを、平成25年3月5日の東京外国為替市場におけるUSドル終値93.16円及び平成25年3月5日から遡った20営業日の間の株式会社東京証券取引所における当社の終値の単純平均値（1円未満の端数は切り上げ）に相当する額で除して算出（1,000株未満の端数は切り捨て）

しかしながら、上記「第1〔募集要項〕 4〔新規発行による手取金の使途〕（2）〔手取金の使途〕」及び上記「1〔割当予定先の状況〕 c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、本第三者割当増資は、当社とサムスン電子との協業の確実な推進に向けた信頼関係の構築及び当社の自己資本の増強に貢献するものであり、また、本第三者割当増資により調達する資金を液晶ディスプレイの高精細化のための新規技術導入、及びタブレット端末や高精細ノートパソコンといったモバイル機器関連の液晶製造設備の合理化等に係る投資等に充当することで、中長期的な当社グループの企業価値及び株主利益の向上に寄与することが見込まれることから、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的と判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。



## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合 (%)	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の 総議決権 数に対する 所有議決 権数の 割合 (%)
日本生命保険 相互会社	大阪市中央区今橋三丁目5番12号	55,667	4.95	55,667	4.79
明治安田生命 保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番 1号	45,781	4.07	45,781	3.94
株式会社みずほ コーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番 3号	41,910	3.72	41,910	3.61
株式会社三菱東京 UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番 1号	41,678	3.70	41,678	3.59
サムスン電子 ジャパン株式会社	東京都千代田区九段北四丁目2番 1号			35,804	3.08
三井住友海上火災 保険株式会社	東京都中央区新川二丁目27番2号	30,658	2.72	30,658	2.64
Q u a l c o m m Incorporated	アメリカ合衆国 カリフォルニア州 92121 サンディエゴ モアハウス・ ドライブ5775 (5775 Morehouse Drive, San Diego, CA 92121, U.S.A.)	30,120	2.68	30,120	2.59
日本トラスティ・ サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	28,326	2.52	28,326	2.44
シャープ従業員 持株会	大阪市阿倍野区長池町22番22号	27,985	2.49	27,985	2.41
株式会社損害保険 ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目26番 1号	21,496	1.91	21,496	1.85
計	-	323,622	28.76	359,426	30.95

(注) 1 平成24年9月30日現在の株主名簿を基準として、平成24年12月4日決議第1次第三者割当増資による発行新株式30,120,000株を加算して記載しております。

2 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成24年3月27日決議第三者割当増資及び平成24年12月4日決議第2次第三者割当増資に基づく新規発行株式の払込みが行われていないことを前提として、本第三者割当増資による異動を反映しております。

3 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第三位を四捨五入しております。

**6【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第118期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）平成24年6月26日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第119期第1四半期（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）平成24年8月7日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第119期第2四半期（自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日）平成24年11月7日関東財務局長に提出

#### 4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第119期第3四半期（自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日）平成25年2月8日関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年3月6日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を平成24年6月28日に関東財務局長に提出

#### 6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年3月6日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号に基づく臨時報告書を平成24年7月9日に関東財務局長に提出

#### 7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年3月6日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく臨時報告書を平成24年8月13日に関東財務局長に提出

## 8【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年3月6日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく臨時報告書を平成24年11月1日に関東財務局長に提出

## 9【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年3月6日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく臨時報告書を平成24年11月5日に関東財務局長に提出

## 10【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年3月6日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく臨時報告書を平成24年11月20日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成25年3月6日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年3月6日）現在において変更の必要はないと判断しております。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

シャープ株式会社本社  
（大阪市阿倍野区长池町22番22号）  
シャープ株式会社東京支社  
（東京都港区芝浦一丁目2番3号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）  
株式会社大阪証券取引所  
（大阪府中央区北浜一丁目8番16号）

### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第五部【特別情報】

#### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。